

第241回

神奈川県都市計画審議会

議 案 書

令和5年2月3日

目次

番号	議題 番号	都市名	件名	頁
1	4395	秦野市	秦野都市計画区域区分の変更（西大竹地区）	1
2	4396	中井町	大井都市計画区域区分の変更（諏訪地区）	7
3	4397	秦野市	秦野都市計画道路の変更（3・4・15号菩提横野線）	13

議第 4395 号

秦野都市計画区域区分の変更

都計第 1400 号
令和 5 年 2 月 3 日

神奈川県都市計画審議会

会 長 高 見 沢 実 殿

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

秦野都市計画区域区分の変更について

このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議する。

秦野都市計画区域区分の変更(神奈川県決定)

都市計画区域区分を次のように変更する。

I 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

II 人口フレーム

区分 \ 年次	平成 22 年	令和 7 年
都市計画区域内人口	170 千人	167 千人
市街化区域内人口	155 千人	152 千人
保留人口(特定保留)	—	—

理 由 書

本地区は、東名高速道路秦野中井インターチェンジ南東部に隣接し、都市計画道路秦野二宮線の沿道であることから広域交通の利便性が高い地区です。

本地区を含む南地区周辺については、「秦野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」において、「工業地として、産業フレームの範囲内で計画的市街地整備の検討を進め、その事業の実施の見通しが明らかになった段階で、農林漁業との必要な調整を行ったうえ、市街化区域に編入するものとする。」としています。

また、本地区は「秦野市都市マスタープラン」において、「新たな産業拠点集積を図るため、計画的な市街地整備を促進します」としています。

今回、本地区の土地利用計画が明確となり、組合施行による土地区画整理事業による計画的な市街地整備の見通しが明らかになったことから、市街化区域に編入するものです。

新 旧 対 照 表
新

秦野都市計画区域区分の変更(神奈川県決定)

都市計画区域区分を次のように変更する。

I 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

II 人口フレーム

区分	年次	平成 22 年	令和 7 年
	都市計画区域内人口	170 千人	167 千人
市街化区域内人口	155 千人	152 千人	
保留人口(特定保留)	—	—	

旧

秦野都市計画区域区分の変更（神奈川県決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

I 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

II 人口フレーム

区分	年次	平成 22 年	平成 37 年
	都市計画区域内人口	170 千人	167 千人
市街化区域内人口	155 千人	152 千人	
保留人口(特定保留)	—	—	

新旧対照表（面積増減）

種類	面積		面積増減の内訳
	新	旧	
市街化区域	<u>2,441ha</u>	<u>2,438ha</u>	+3.4ha 市→調 0.0ha 調→市 3.4ha
市街化調整区域	<u>7,935ha</u>	<u>7,938ha</u>	△3.4ha 市→調 0.0ha 調→市 △3.4ha
都市計画区域	10,376ha	10,376ha	

議第 4396 号

大井都市計画区域区分の変更

都計第 1401 号
令和 5 年 2 月 3 日

神奈川県都市計画審議会

会 長 高 見 沢 実 殿

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

大井都市計画区域区分の変更について

このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議する。

大井都市計画区域区分の変更(神奈川県決定)

都市計画区域区分を次のように変更する。

I 市街化区域及び市街化調整区域の区分
「計画図表示のとおり」

II 人口フレーム

区分 \ 年次	平成 22 年	令和 7 年
都市計画区域内人口	28 千人	25.5 千人
市街化区域内人口	20 千人	18.0 千人
保留人口(うち特定保留人口)	—	—(—)

理 由 書

本地区は、東名高速道路秦野中井インターチェンジ南東部に隣接し、都市計画道路秦野二宮線の沿道であることから広域交通の利便性が高い地区です。

本地区は、「大井都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」において、「中井町の北東部については、工業地として、産業フレームの範囲内で計画的市街地整備の検討を進め、その事業の実施の見通しが明らかになった段階で、農林漁業との必要な調整を行ったうえ、市街化区域へ編入するものとする。」としています。

また、「中井町都市マスタープラン」において、「産業地としての需要が高いことから、住宅地、保全農地も含めた、新たな整備地区として開発方策の検討を行います。」としています。

今回、本地区の土地利用計画が明確となり、組合施行による土地区画整理事業による計画的な市街地整備の見通しが明らかになったことから、市街化区域へ編入するものです。

新 旧 対 照 表
新

大井都市計画区域区分の変更(神奈川県決定)

都市計画区域区分を次のように変更する。

I 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

II 人口フレーム

区分	年次	平成 22 年	令和 7 年
	都市計画区域内人口	28 千人	25.5 千人
市街化区域内人口	20 千人	18.0 千人	
保留人口(うち特定保留人口)	—	— (—)	

旧

大井都市計画区域区分の変更（神奈川県決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

I 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

II 人口フレーム

区分	年次	平成 22 年	平成 37 年
	都市計画区域内人口	28 千人	25.5 千人
市街化区域内人口	20 千人	18.0 千人	
保留人口（うち特定保留人口）	—	—（—）	

新旧対照表（面積増減）

種類		面積		面積増減の内訳
		新	旧	
市街化区域	大井町	348 ha	348 ha	
	中井町	<u>233 ha</u>	<u>225 ha</u>	+7.8ha 市→調 0.0ha 調→市 7.8ha
	合計	<u>581 ha</u>	<u>573 ha</u>	+7.8ha 市→調 0.0ha 調→市 7.8ha
市街化調整区域	大井町	1,090 ha	1,090 ha	
	中井町	<u>1,766 ha</u>	<u>1,774 ha</u>	△7.8ha 市→調 0.0ha 調→市 △7.8ha
	合計	<u>2,856 ha</u>	<u>2,864 ha</u>	△7.8ha 市→調 0.0ha 調→市 △7.8ha
都市計画区域	大井町	1,438 ha	1,438 ha	
	中井町	1,999 ha	1,999 ha	
	合計	3,437 ha	3,437 ha	

議第 4397 号

秦野都市計画道路の変更

都計第 1402 号
令和 5 年 2 月 3 日

神奈川県都市計画審議会

会 長 高 見 沢 実 殿

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

秦野都市計画道路の変更について

このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議する。

秦野都市計画道路の変更（神奈川県決定）

都市計画道路に3・4・15号菩提横野線を次のように追加する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・15	菩提横野線	秦野市 菩提 字北原	秦野市 横野 字石原畑	秦野市 戸川	約1,280m	地表式	2車線	16m	—	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

別添理由書のとおり

理 由 書

秦野市の中央北部に位置する北地区では、令和4年4月に新東名高速道路・秦野丹沢スマートインターチェンジが開通し、産業基盤の強化及び観光資源を活用した地域活性化が期待される一方、県道705号（堀山下秦野停車場）などの既存周辺道路への交通量の増加が懸念されており、秦野丹沢スマートインターチェンジへのアクセス性の向上を図るとともに、交通需要に対応する道路の整備が必要とされています。

そうした中で、「秦野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」において、既存の市街地、（仮称）秦野SAスマートインターチェンジ、さらには9・6・1 秦野戸川公園を結ぶ新たな構想路線の計画の具体化を図ることとしています。また、「秦野市都市マスタープラン」において、スマートインターチェンジへのアクセス性を高めるとともに、周辺部の構想路線の具体化を図ることとされています。

このため、構想路線のうち、3・4・9号渋沢駅前落合線から今回併せて秦野市が都市計画決定を行う3・6・4号秦野丹沢スマートインター線までの延長約1,280mの区間について、2車線の幹線街路として3・4・15号菩提横野線を新たに追加するものです。